

令和2年2月27日

保護者 様

伊東市教育委員会

新型コロナウイルスの感染症拡大防止に関する今後の対応について（通知）

日本国内での新型コロナウイルスによる感染が拡大しており、市内児童生徒への感染も心配される状況にあります。

国の対策基本方針が発表され、静岡県教育委員会からは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、県立学校における対応方針が示されました。それらをもとに、市内小中学校では下記のとおり対応していきたいと考えますので、御理解・御協力をお願いします。

記

1 児童生徒に風邪の症状が見られる場合の対応について

- (1) 児童生徒に風邪の症状が見られる場合は、無理して登校させず、症状が改善されるまで自宅で休養させるようお願いします。なお、風邪の症状で学校を欠席する場合は、どのような症状であっても出席停止となります。
- (2) 登校後、児童生徒本人に風邪の症状がある場合は、保護者に緊急連絡をさせていただきますので御承知ください。その場合、どのような症状であっても出席停止となります。症状が改善されるまで自宅で休養させるようお願いします。

2 臨時休業への対応について

児童生徒及び教職員等に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合は、臨時休業とします。なお、休業とする期間については、保健所の指導助言のもと決定します。

3 学校行事及び部活動等の対応について

- (1) 卒業式、入学式については、参加者を卒業生又は入学生及びその保護者、教職員並びに式典運営に必要な最低限の児童生徒及び来賓に限定する予定です。
なお、児童生徒及び教職員等に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認され、臨時休業となった場合は、延期又は中止となる場合もあります。
- (2) その他の学校行事等については、実施する場合には、内容を検討して行います。また、学校の実態に応じて延期又は中止を検討します。
- (3) 中学校において、校内での活動を除く部活動について、学校を離れて実施される校外試合や校外活動などについては、2月27日から3月11日までの2週間は行わないこととします。

4 学校給食への対応について

学校給食従事者に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合は、学校給食は中止とします。なお、中止とする期間については、保健所の指導助言のもと決定します。

【担当】 伊東市教育委員会 教育指導課（佐藤）
【電話】 32-1911